**一般社団法人日本社会学会代議員選挙規則（案）**

○年○月○日施行

（総則）第１条 一般社団法人日本社会学会定款（以下「定款」という。）第14 条第1 項にもとづく代議員の選挙は、定款に定めるところによるほかは、この規則によって行う。

（選挙事務）第２条 選挙事務を管理するために、選挙管理委員会を設置する。

２ この規程に定めるもののほか、選挙事務に関して必要な事項は、理事会がこれを定　める。

（選挙管理委員会）第３条 選挙管理委員会の委員は、理事会が指名する5 名の正会員および理事3 名によって構成する。

２ 委員長は委員の互選によって選出する。ただし理事は委員長になることはできない。

３ 委員の過半数が出席しなければ委員会を開くことはできない。

４ ただし、欠席する場合、出席する委員に委任することができる。

５ 選挙管理委員会は、当選人の確定結果を社員総会で報告した後2 週間以内に解散する。

（選挙権・被選挙権）第４条 選挙権および被選挙権を有するのは、選挙の行われる前年度までに入会し，前年度までの会費を選挙管理委員会が定める期日までにすべて納めている正会員とする。ただし，次の各項のいずれかに該当するものは被選挙権を持たない．

（1）連続2期代議員をつとめている者

（2）すでに通算6期理事に在任した者

（3）会長を経験した者

２ 代議員の定数は62名とし，地区ごとに定める．地区は次の5地区とし，62名のうち10名は各地区2名ずつ配分し，残り52名は選挙の行われる年の4月1日現在の地区別正会員数により比例配分するものとする．ただし，会員少数の地区も両方式の配分により最低限4名の代議員を選出できるようにする．

（1）北海道

（2）東北

（3）関東（ただし，新潟・長野・山梨・静岡の各県および海外を含む）

（4）関西（富山・石川・福井・愛知・岐阜・鳥取の各県および四国各県を含む）

（5）西日本（岡山・島根・広島・山口・沖縄の各県を含む）

（代議員候補者名簿）第５条 被選挙権を有する代議員候補者名簿は、すべての正会員が選挙期間中に学会のホームページ等で閲覧できるものとする。

２ 代議員に立候補する者は，その旨を名簿に記載する．

（選挙の方法）第６条 投票は、所定の方法による電子投票をもって行う．ただし郵送による投票を希望する者は、選挙管理委員会が定める期間内に申し出ることで郵送による投票を行うことができる。

２ 選挙権を有する正会員は、すべての地区に関して第4条2項で定められた各地区の定数まで投票することができる．

（当選人の決定）第７条 投票の効力は、別途定める細則にもとづき選挙管理委員会が判定する。

２ 各地区候補者として投票された票を地区毎に得票順に集計し、それぞれ上位から定数までを当選とする。

３ 各地区候補者の得票数上位者が、同一得票数のため定数を超える場合は、年長の順により当選人を決定する。

４ 選挙管理委員会は、当選人が決定したらすみやかに結果を公表し、当選人に当選を通知しなければならない。

５ 当選人が、選挙管理委員会が定める期間内に代議員への就任の承諾をしなければ当選の効力を失う。

６ 前項の承諾した者を次期代議員予定者とする。

７ 前項の就任の承諾者の総数が定数を下回る場合は、繰り上げ当選の手続きを行わなければならない。繰り上げ当選は、辞退者の出た地区の次点者から行う。その場合の同一得票数の処理は本条第3 項と同じとする。

８ 選挙管理委員会は、すべての当選人が確定したらすみやかに結果を公表しなければならない。

（代議員の任期の開始）第８条 当選した代議員の任期の開始は、定款第16 条第1 項に基づいた前任の代議員の任期の終結後とする。ただし定款第16 条第1 項に定める定時社員総会の終結までに、前条第8 項の結果の公表がなされていない場合は、その公表の時をもって代議員の任期の開始とみなす。それまでは前任者が職務を行わなければならない。

（規則の変更）第９条 この規則を変更するときは、社員総会の議決を経なければならない。

附則１ この規則は、○○ 年○ 月○ 日から施行する。